（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［略］

２　［略］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	四人	—
仙台国税局	五人	—
関東信越国税局	六人	—
東京国税局	二十三人	二人
［略］		
名古屋国税局	九人	—
［略］		
広島国税局	四人	—
［略］		
熊本国税局	三人	—
合計	七十二人	五人

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百六十一人以内を置く。

２　［略］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官六百三十五人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万五千十九人以内を置く。

２　［略］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［略］

２　［略］

３　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	審理官	資産評価官	企画調整官	統括国税実査官	統括国税調査官
［略］						

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［同上］

２　［同上］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	三人	—
仙台国税局	四人	—
関東信越国税局	四人	—
東京国税局	十七人	二人
［同上］		
名古屋国税局	八人	—
［同上］		
広島国税局	三人	—
［同上］		
熊本国税局	二人	—
合計	五十九人	五人

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百六十二人以内を置く。

２　［同上］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官五百五十人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万四千二百四十八人以内を置く。

２　［同上］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［同上］

２　［同上］

３　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	審理官	資産評価官	企画調整官	統括国税実査官	統括国税調査官
［同上］						